

福岡県公報

平成18年3月31日
第2515号

目次

告示(第663号-第717号)

- 都市計画事業の認可 (下水道課) …………… 3
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (水産振興課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (高度情報政策課) …………… 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課) …………… 9
- 道路の区域の決定 (道路維持課) ……………10
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………10
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………11
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………13

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………13
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………13
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………13
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………14
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………14
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………14
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………14
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………14
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………15
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………15
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………15
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………15
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………15
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………16
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………16
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………16
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………16
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………17
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………17
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………17
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………18
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………18
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………18
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………18
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………19
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ……………19
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) ……………19
- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) ……………20
- 土地区画整理事業の終了の認可 (都市計画課) ……………20
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………21	○情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示 (警察本部警務課) ……………43
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………21	○福岡県西警察署の名称の変更及び変更日の公示 (警察本部警務課) ……………44
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………21	○福岡県西警察署の所在地及び開庁日の公示 (警察本部警務課) ……………44
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………22	内水面漁場管理委員会
○福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正 (県民情報広報課) ……………22	○ブルーギルの駆除推進水域の指定 (水産振興課) ……………44
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………22	○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (水産振興課) ……………44
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………23	雑 報
○水質汚濁に係る環境基準の水域の類型の当てはめ (環境保全課) ……………23	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………44
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (生活文化課) ……………24	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………45
公 告	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………45
○競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) ……………25	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………46
○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ……………26	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………47
○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ……………29	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………47
○一般競争入札の実施 (高度情報政策課) ……………32	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………48
○落札者等の公示 (管 財 課) ……………33	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………48
教育委員会	○西日本宝くじの発売条件等 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………49
○技能教育のための施設の解除 (教育庁高校教育課) ……………34	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………50
公安委員会	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………50
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課) ……………34	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………51
○福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則 (警察本部警務課) ……………41	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………51
○道路交通法第108条の32の2第1項の規定に基づく運転免許取得者 教育の認定の一部改正 (警察本部運転免許試験課) ……………43	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………52
警 察 本 部	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………52
	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………53
	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………53
	○西日本宝くじの発売 (財政課・西日本宝くじ事務協議会) ……………54

再 掲

○市の字の名称の変更 (地 方 課) ……………54

○町の町の区域の設定 (地 方 課) ……………56

正 誤

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年12月福岡県告示第2529号) 中正誤……………58

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成18年1月福岡県告示第6号) 中正誤……………58

○土地改良事業の変更の協議の適否決定(平成18年3月福岡県告示第568号) 中正誤……………58

告 示

福岡県告示第663号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道

3 事業施行期間

平成6年6月15日から平成19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第664号

沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定に基づき、平成21年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

基本計画

近年、過剰な漁獲等によって水産資源が減少していくことが懸念されていることから、環境や生態系の保全に配慮した持続可能な漁業の展開と水産物の安定供給が求められており、平成13年には「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を基本理念とする水産基本法が制定された。

福岡県においても、社会・経済情勢の変化に対応するため、第3次基本構想(平成6~17年度)の見直しを図り、平成12年度に改訂版を策定した。改訂版では、「豊かな海と資源づくり」の一環として栽培漁業を推進し、資源管理型漁業と一体となった栽培漁業の展開や放流用種苗の低コスト化・安定生産・放流技術の確立などに取り組むとしている。

栽培漁業は、水産動物の減耗が最も激しい卵から幼稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、これを天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の資源の持続的な利用を図ろうとするものであり、本県では、クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、アワビ、アカウニの栽培漁業が既に事業化されている。

しかしながら、今般の漁獲量及び魚価の低迷という厳しい情勢の中では、これらの事業の一層の効率化が不可欠であり、放流後の資源管理の実施や科学的な効果の実証などと併せて、『責任ある栽培漁業』を合理的に推進する必要がある。

以上のような状況下で、本県の水産資源を維持・回復し、活力ある地域漁業を創出するとともに、水産物の安定供給を図るため、第5次栽培漁業基本計画を定めるものである。

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

イ 栽培漁業の合理性の検討

栽培漁業は、海域の特性、資源評価、漁獲実態、技術開発の状況、生態系への配

慮などをあらかじめ十分に検討した上、投入される費用に応じた効果の確保を念頭に置いて重点的、効率的に実施する。

ロ 放流計画の策定

栽培漁業対象種については、対象種の資源状況、社会経済的背景等に配慮した放流計画を策定するよう努める。

なお、県を越えて広く移動する魚種については、該当県の関係者が連携して、資源の利用や受益の実態に基づいた放流計画を作成するよう努める。

ハ 種苗の生産とその効率化

水産動物の種苗の生産に当たっては、天然種の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の生産に努めるとともに、生産技術の安定化及び平易化並びに種苗生産の効率化を通じた経費の低減に努める。

ニ 効率的な種苗放流と放流効果実証体制の整備

放流後の減耗を極力抑え、種苗放流を効率的なものとするため、放流に際しては、放流場所、時期、種苗の大きさ、数量などや域対象種の放流海域への馴化について十分検討するよう努めるものとする。

また、種苗の放流に当たっては、放流効果の科学的な実証のため、標識放流等の調査方策を講じ、その結果を解析、普及して次の放流計画に反映させるよう努めるものとする。

ホ 栽培漁業対象種の資源管理の推進

栽培漁業の推進にあたっては、栽培漁業の効果の発現と向上のため、資源回復計画をはじめとする公的、自主的な漁業管理や漁場環境の保全等と連携し、種苗を放流する海域において、天然資源を含めた適切な資源管理に努めるものとする。

放流の計画に当たっては、県はもとより、関係漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者等が参加し、栽培漁業対象種の育成、管理効果について検討し、適切な資源利用方法等の確立に努めるものとする。

ヘ 費用負担と普及

種苗の生産、放流等に関する技術が一定水準に達した栽培漁業対象種については、投入される費用に応じた効果又は資源量の増加を説明できる効果が確保されるよう計画的な放流の実施に努めるものとする。

ト その他

栽培漁業対象種の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等にも十分配慮する。

2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

本県の区域に属する水面における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

魚類 とらふぐ

甲殻類 くるまえば、がざみ、よしえび

貝類 くらあわび

棘皮類 あかうに

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成21年度において、種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは、次のとおりとする。

事業化の段階	魚種名	放流尾数	放流時の体長 (ミリメートル)
事業化種	くるまえば	1,900万尾	全長 30
	よしえび	500万尾	全長 30
	がざみ	180万尾	全甲幅10
	くらあわび	60万個	殻長 30
	あかうに	50万個	殻径 20
事業化実証期種	とらふぐ	10万尾	全長 70

なお、目標放流数量を満たす種苗生産数量及び出荷時の体長は、次のとおりである。

事業化の段階	魚種名	放流尾数	放流時の体長 (ミリメートル)
事業化種	くるまえば	2,400万尾	全長 15
	よしえび	630万尾	全長 15
	がざみ	280万尾	全甲幅10
	くらあわび	60万個	殻長 30
	あかうに	50万個	殻径 20
事業化実証期種	とらふぐ	14万尾	全長 30

4 特定水産動物育成事業に関する事項

イ 特定水産動物育成事業の対象とすべき水産動物の種類

くるまえば、よしえび、がざみ

ロ 特定水産動物育成事業に関する指標

区 分	くるまえば、よしえび	が ざ み
放 流 尾 数 (1か所当たり)	100万尾以上	20万尾以上
放 流 時 期	5月下旬～10月下旬	5月下旬～9月下旬
放流時の大きさ	全長30ミリメートル	全長12ミリメートル
自主採捕規制の基準となる大きさ	全長10センチメートル	全甲幅15センチメートル
育成水面の面積及び外延部の水深	面積100ヘクタール以上、水深3～10m	
育成水面の区域の表示	標識ブイ又は標識灯 育成水面の外延部及び側辺部に500メートルごとに設置	
	標 柱 育成水面の陸岸の基点に設置	
	標示板 標柱の設置点及び適当な地点に設置	

ハ 育成水面の区域を定める基準となるべき事項

(1) 育成水面の区域は、特定水産動物の種類ごとに、次に掲げる条件を総合的に考慮して、定めるものとする。

a 自然的条件

藻場又は干潟の分布状況、底質、海況、水深等放流に係わる特定水産動物の稚稚子の成育環境、時期別分布状況及び成長の度合等

b 経済的社会的諸条件

1) 特定水産動物に係わる漁業の操業状況、自主採捕規制の基準となる大きさ、他の漁業との関連及び遊漁の実態等

2) 船舶の碇泊・航行、鉤物の採取のための海底の掘削及び海中構築物の設置等漁場としての水面の利用以外の利用状況等

(2) 特定水産動物育成事業の実施によって公共事業の支障となると認められる場合には認可しないものとする。

ニ 特定水産動物の自主採捕規制に関する事項

漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）が育成水面利用規則において定める特定水産動物の採捕につき組合員等が遵守すべき事項については特定水産動物の採捕を規制する基準となる大きさ、放流幼稚子の時期別分布状況及び成長の度合等を十分考慮の上、漁具、漁法、区域、期間等を内容とする規制方法（これらを適切に組合せたものを含む。）を定めるものとする。

5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

イ 種苗生産の技術水準の目標

平成21年度において、栽培漁業センターの水槽容量1立方メートル当りの種苗生産水準の目標は、次のとおりとする。

魚 種 名	数 量	大 き さ
とらふぐ	2,000尾	全 長 30ミリメートル
くるまえば	10,000尾	全 長 15ミリメートル
よしえび	10,000尾	全 長 15ミリメートル
がざみ	6,000尾	全甲幅 5ミリメートル
くろあわび	5,000個	殻 長 30ミリメートル
あかうに	4,000個	殻 径 20ミリメートル

ロ 解決すべき技術上の問題点

栽培対象種の各技術分野において、開発が急がれる重要事項は次のとおりである。

(1) 親魚養成

水産動物の特性保持に配慮した親魚養成飼育技術及び採卵技術の開発

(2) 種苗生産

天然のものに近い形質、適応力を有する種苗の生産技術開発

量産化に対応した餌料生物の安定的大量培養技術の開発

大量へい死につながる疾病の予防及びまん延防止手法の開発

種苗の質を向上させる生産技術の開発

生産の効率化とコスト削減の技術開発

(3) 中間育成

大量放流を図るための中間育成施設の整備と育成技術の開発

種苗の質を向上させる育成技術の開発

中間育成時の大量へい死対策の開発

(4) 種苗放流

適正放流技術の開発と放流効果解析手法の確立

回遊性魚種の放流技術開発と放流効果の把握

保護育成場の造成等による放流後の生残率を高める技術の開発

生態系に配慮した放流手法の検討

ハ 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	基準年における平均的技術開発段階	目標年における技術開発段階
とらふぐ	E	E
くろまえび	D, F	D, F
よしえび	F	F
がざみ	F	F
くろあわび	C, F	F
あかうに	C, F	F

備考 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A 新技術開期 種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B 量産技術開期 種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。
- C 放流技術開期 種苗量産技術の改良を行うとともに、放流効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D 事業化検討期 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E 事業実証期 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。

F 事業実施期 持続的な栽培漁業が成立する。

6 水産動物の放流後の育成、分布及び再捕に係る調査に関する事項

放流後の増殖効果を的確に把握するため、水産海洋技術センター等は、種苗放流の実施主体に協力し、水産動物の放流後の育成状況、分布回遊状況、放流に係る水産動物の漁獲による回収状況等について、調査するものとする。

7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

イ 栽培漁業の円滑な実施を図り、また放流計画を策定するための協議会として、県、市町村、漁協等を構成員とする水産業振興対策協議会を当てる。

ロ 栽培漁業に関する技術開発、種苗の生産入手及び放流に当たっては、社団法人全国豊かな海づくり推進協会、社団法人マリノフォーラム21等の全国団体、関係県との連携協力のもとに推進するものとする。

ハ 開発した技術の普及、栽培漁業の漁業者への定着を図るうえで、水産業指導普及員の役割は重要であり、栽培漁業の推進に当たっては十分その利用を図るものとする。

福岡県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
前原	県道	藤川線	前	糸島郡二丈町大字吉井966番1先から同郡同町大字吉井981番2先まで	12.3 ～ 21.5	40.8

			後	同上	16.4 ～ 27.0	40.8
--	--	--	---	----	-------------------	------

福岡県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	谷尾仲線	前	糟屋郡篠栗町大字乙犬18番1先から同郡同町大字尾仲885番2先まで	12.2 ～ 16.8	42.5
			後	同上	12.2 ～ 16.8	42.5
福岡	県道	猪篠野栗線	前	糟屋郡久山町大字久原1883番7先から同郡同町大字久原1843番171先まで	13.7 ～ 28.4	65.2
			後	同上	15.7 ～ 30.5	65.2
福岡	県道	飯塚大野城線	前	糟屋郡宇美町大字宇美2888番1先から同郡同町貴船3丁目1462番7先まで	4.6 ～ 55.0	3410.9

			前	糟屋郡宇美町大字宇美2888番1先から同郡同町貴船5丁目1460番79先まで	12.0 ～ 48.0	4105.5
			後	糟屋郡宇美町大字宇美2888番1先から同郡同町宇美5丁目3765番1先まで	4.6 ～ 27.8	2139.6
			後	糟屋郡宇美町大字宇美2888番1先から同郡同町貴船5丁目1460番79先まで	12.0 ～ 48.0	4105.5

福岡県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	谷尾仲線	糟屋郡篠栗町大字乙犬18番1先から同郡同町大字尾仲885番2先まで
福岡	猪篠野栗線	糟屋郡久山町大字久原1883番7先から同郡同町大字久原1843番171先まで

福岡県告示第668号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条及び第4条第4項の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並

びに電子署名を要しない申請等を公示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）	第50条第2項、第3項及び第4項	平成18年4月1日	飼料又は飼料添加物の販売業者の届出、新たな基準又は規格により販売業者となった者の届出、届出事項に変更を生じたときの届出及び事業を廃止したときの届出
薬事法（昭和35年法律第145号）	第40条第2項において準用する第10条	平成18年4月1日	管理医療機器販売業又は賃貸業の廃止、休止又は再開の届出
水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）	第22条第1項	平成18年4月1日	特定施設の状況等の報告のうち汚濁負荷量測定記録の提出
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）	第8条	平成18年4月1日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分に関する届出
健康増進法（平成14年法律第103号）	第20条第1項及び第2項	平成18年4月1日	特定給食施設の開始、再開、変更、休止又は廃止の届出
薬事法施行令（昭和36年政令第11号）	第2条	平成18年4月1日	薬局の取扱処方せん数の届出
福岡県健康増進法施行細則（平成15年福岡県規則第34号）	第6条	平成18年7月1日	特定給食施設栄養報告書の提出

福岡県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女 県 道		瀬 高 線 久 留 米	前	筑後市大字下妻407番先から 同市大字下妻859番1先まで	3.8 ～ 12.5	202.2
			後	同上	6.8 ～ 34.0	202.2

福岡県告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	瀬 高 線 久 留 米	筑後市大字下妻407番先から 同市大字下妻859番1先まで

福岡県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成18年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木線 田主丸	朝倉市来春308番2先から 同市一木354番11先まで

福岡県告示第672号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字針摺46番6及び46番8並びに大字永岡221番1及び221番6
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大分県宇佐市大字森山1721番地1
株式会社ホンダアルファ都市開発 代表取締役 本多 睦治

福岡県告示第673号

中伊田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所

原 田 定 雄	田川市大字伊田1261番地
嶋 川 吉 市	〃 大字伊田3664番地
日 高 亘	〃 大字伊田1807番地
原 繁 利	〃 大字伊田829番地の1
島 田 嘉津彦	〃 大字伊田1757番地
遠 藤 進 一	〃 大字伊田907番地
上 橋 敷 成	〃 大字伊田3629番地の1

2 退任監事

氏名	住所
須 崎 國 雄	田川市大字伊田1709番地
有 田 幸 藏	〃 大字伊田1370番地
宮 村 信 夫	〃 大字伊田1242番地
原 登美子	〃 大字伊田1112番地の3

3 就任理事

氏名	住所
原 繁 利	田川市大字伊田829番地の1
島 田 嘉津彦	〃 大字伊田1757番地
植 田 周 平	〃 大字伊田1025番地
内 藤 博 美	〃 大字伊田1050番地
藤 井 操	〃 大字伊田1310番地
宮 村 信 夫	〃 大字伊田1242番地
林 田 信 好	〃 大字伊田1748番地の2
武 田 憲 政	〃 大字伊田3631番地の1

4 就任監事

氏名	住所
宮 村 新 作	田川市大字伊田1273番地の2
須 崎 國 雄	〃 大字伊田1709番地

有田 幸蔵	〃 大字伊田1370番地
原 登美子	〃 大字伊田1112番地の3

福岡県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
直 方	県 道	小 竹 田 線	鞍手郡小竹町大字御徳771番1先から 同郡同町大字勝野2169番2先まで	9.8 ～ 35.0	1,320.0	うち一般 国道200 号重用延 長1,097. 0メー トル
飯 塚	県 道	小 竹 田 線	鞍手郡小竹町大字勝野2169番2先から 同郡瀬田町大字勢田1395番1先まで	8.2 ～ 36.5	1,870.0	

福岡県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	県 道	柳 川 島 線	前	柳川市西浜武885番3先から 同市西浜武966番7先まで	9.0 ～ 12.0	101.0
			後	同上	9.0 ～ 12.0	101.0
			後	同上	9.0 ～ 17.0	118.0
柳 川	県 道	本 町 田 線 新 大 川	前	柳川市城南町55番1先から 同市本城町119番2先まで	18.3 ～ 19.4	9.0
			後	同上	19.4 ～ 20.0	9.0
柳 川	県 道	八 瀬 女 高 線	前	筑後市大字津島820番先から 山門郡瀬高町大字上庄1666番3先まで	3.8 ～ 15.0	2,544.0
			前	同上	15.7 ～ 164.0	2,640.0
			後	同上	3.8 ～ 15.0	2,544.0
			後	同上	14.5 ～ 164.0	2,640.0
柳 川	県 道	富 久 高 線	前	山門郡瀬高町大字文広1598番1先から 同郡同町大字文広1623番2先まで	11.0 ～ 26.0	250.0

			後	山門郡瀬高町大字文広1598番1先から 同郡同町大字文広1623番4先まで	11.0 ～ 21.0	250.0
直方	県道	直方線 停車場	前	直方市須崎町799番15先から 同市日吉町1162番4先まで	20.4 ～ 21.6	326.2
			後	同上	20.4 ～ 21.6	326.2
直方	県道	宗像線 粟	前	宮若市湯原2125番1先から 同市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	3,507.7
			前	宮若市湯原2114番1先から 同市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 60.0	3,394.0
			後	宮若市湯原2125番1先から 同市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	3,507.7
			後	宮若市湯原2114番1先から 同市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	3,394.0
			後	宮若市湯原2114番1先から 同市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	3,394.0
飯塚	県道	穂波線 嘉穂	前	飯塚市高田1496番1先から 同市大分435番先まで	4.0 ～ 15.7	2,937.3
			前	飯塚市高田1690番1先から 同市大分435番先まで	6.5 ～ 52.5	2,680.0
			後	飯塚市高田283番3先から 同市大分435番先まで	4.0 ～ 15.7	2,321.0
			後	飯塚市高田1690番1先から 同市大分435番先まで	6.5 ～ 52.5	2,680.0

福岡県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月31日から開始する。

その関係区画は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	富久高線	山門郡瀬高町大字文広1598番1先から 同郡同町大字文広1623番4先まで
柳川	柳川島線	柳川市西浜武885番3先から 同市西浜武966番7先まで
柳川	本町田線 新大川	柳川市城南町55番1先から 同市本城町119番2先まで
柳川	八瀬女高線	山門郡瀬高町大字本郷2711番1先から 同郡同町大字本郷1821番1先まで
柳川	八瀬女高線	山門郡瀬高町大字本郷1821番1先から 同郡同町大字本郷1745番先まで
柳川	八瀬女高線	筑後市大字下妻12番1先から 山門郡瀬高町大字上庄1666番3先まで
直方	宗像線 粟	宮若市湯原2114番1先から 同市湯原2345番3先まで
直方	宗像線 粟	宮若市三ヶ畑112番先から 同市三ヶ畑225番先まで
直方	直方線 停車場	直方市須崎町799番15先から 同市日吉町826番6先まで
直方	芹田丸線	宮若市芹田51番8先から 同市芹田37番9先まで
八女	八瀬女高線	筑後市大字下妻869番1先から 同市大字下妻12番1先まで

福岡県告示第677号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月31日福岡県告示第640号北九州都市計画道路事業3・4・65号曾根苅田線、3・4・180号曾根行橋線、3・5・197号朽網駅前線及び8・7・14号歩行者専用道路14号線並びに北九州都市計画駐車場事業9号朽網駅西口自転車駐車場〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成13年12月5日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月31日福岡県告示第640号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成16年3月31日福岡県告示第640号の事業地に同じ

福岡県告示第678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月19日福岡県告示第537号北九州都市計画道路事業3・2・10号9号線（木町工区）〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年6月6日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月19日福岡県告示第537号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成16年3月19日福岡県告示第537号の事業地に同じ

福岡県告示第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成8年1月19日福岡県告示第121号北九州都市計画道路事業3・5・107号紫川東線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成8年1月19日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成8年1月19日福岡県告示第121号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成8年1月19日福岡県告示第121号の事業地に同じ

福岡県告示第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成11年8月25日福岡県告示第1413号北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（岸の浦工区）〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成11年8月25日から平成23年3月31日まで

2 事業地

- (1) 収用の部分
平成11年8月25日福岡県告示第1413号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
平成11年8月25日福岡県告示第1413号の事業地に同じ

福岡県告示第681号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月24日福岡県告示第567号北九州都市計画道路事業3・3・38号野面木屋瀬線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間
平成6年2月16日から平成20年3月31日まで
- 2 事業地
- (1) 収用の部分
平成16年3月24日福岡県告示第567号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月24日福岡県告示第572号北九州都市計画道路事業3・3・92号緑行正線及び3・3・30号香月直方線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間
平成9年3月10日から平成22年3月31日まで

- 2 事業地
- (1) 収用の部分
平成16年3月24日福岡県告示第572号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月19日福岡県告示第534号北九州都市計画道路事業3・4・70号陣原穴生線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間
平成11年5月26日から平成20年3月31日まで
- 2 事業地
- (1) 収用の部分
平成16年3月19日福岡県告示第534号の事業地に同じ
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第684号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成12年3月10日福岡県告示第425号北九州都市計画道路事業3・5・127号折尾中間線及び3・3・18号3号線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 事業施行期間

平成12年3月10日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分
平成12年3月10日福岡県告示第425号の事業地に同じ

(2) 使用の部分
平成12年3月10日福岡県告示第425号の事業地に同じ

福岡県告示第685号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月24日福岡県告示第570号北九州都市計画道路事業3・3・169号穴生水巻線（森下工区）〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間
平成10年2月25日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分
平成16年3月24日福岡県告示第570号の事業地に同じ

(2) 使用の部分
平成16年3月24日福岡県告示第570号の事業地に同じ

福岡県告示第686号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月24日福岡県告示第563号北九州都市計画道路事業3・2・6号5号線及び3・2・61号11号線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間
平成11年2月24日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分
平成16年3月24日福岡県告示第563号の事業地に同じ

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第687号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成12年3月6日福岡県告示第379号北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（青山工区）〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間
平成12年3月6日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分
平成12年3月6日福岡県告示第379号の事業地に同じ

(2) 使用の部分
平成12年3月6日福岡県告示第379号の事業地に同じ

福岡県告示第688号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成11年8月25日福岡県告示第1414号北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（穴生工区）〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成11年8月25日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成11年8月25日福岡県告示第1414号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第689号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成11年8月25日福岡県告示第1416号北九州市計画道路事業3・1・3号鑄物師町線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成11年8月25日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成11年8月25日福岡県告示第1416号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成11年8月25日福岡県告示第1416号の事業地に同じ

福岡県告示第690号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成11年5月19日福岡県告示第898号北九州市計画道路事業3・5・113号博労町線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成11年5月19日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成11年5月19日福岡県告示第898号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第691号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月3日福岡県告示第379号福岡都市計画道路事業3・4・58号今宿周船寺線及び3・4・146号今宿駅前1号線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成10年3月3日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月3日福岡県告示第379号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成16年3月3日福岡県告示第379号の事業地に同じ

福岡県告示第692号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月15日福岡県告示第483号福岡都市計画道路事業3・6・95号老司片江線（屋形原工区）〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62

条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年10月8日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月15日福岡県告示第483号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成16年3月15日福岡県告示第483号の事業地に同じ

福岡県告示第693号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成11年11月26日福岡県告示第1899号福岡都市計画道路事業3・3・18号御供所井尻線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成11年11月26日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成11年11月26日福岡県告示第1899号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第694号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年3月26日福岡県告示第582号福岡都市計画道路事業3・3・20号福岡筑紫野線、3・2・11号別

府香椎線、3・5・88号大楠平和線、3・4・48号清水上牟田線及び3・5・129号那の川平尾線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成8年10月9日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成15年3月26日福岡県告示第582号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成15年3月26日福岡県告示第582号の事業地に同じ

福岡県告示第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成13年8月3日福岡県告示第1324号福岡都市計画道路事業3・5・171号美野島塩原線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成13年8月3日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成13年8月3日福岡県告示第1324号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成13年8月3日福岡県告示第1324号の事業地に同じ

福岡県告示第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月3日福岡県告示第378号福岡都市計画道路事業3・3・104号姪浜飯盛線及び3・2・9号博多姪浜線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成9年3月14日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月3日福岡県告示第378号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第697号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月15日福岡県告示第479号福岡都市計画道路事業3・3・104号姪浜飯盛線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成5年9月17日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月15日福岡県告示第479号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第698号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月15日福岡県告示第485号福岡都市計画道路事業3・4・106号小田部姪浜線及び3・4・107号姪浜駅北線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成9年7月7日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月15日福岡県告示第485号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第699号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月19日福岡県告示第539号福岡都市計画道路事業3・3・47号藤崎四箇線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成7年12月25日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月19日福岡県告示第539号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成16年3月19日福岡県告示第539号の事業地に同じ

福岡県告示第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成12年5月1日福岡県告示第741号福岡都市計画道路事業3・3・15号千代栢屋線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成12年5月1日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成12年5月1日福岡県告示第741号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月3日福岡県告示第353号久留米都市計画道路事業3・3・6号東合川野伏間線、3・3・2号千歳橋湯納楚線及び3・4・15号本町高良内町線〔久留米市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年10月29日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月3日福岡県告示第353号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成16年3月3日福岡県告示第353号の事業地に同じ

福岡県告示第702号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月10日福岡県告示第451号久留米都市計画道路事業3・4・12号京町西田線〔久留米市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年10月29日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月10日福岡県告示第451号の事業地中久留米市大石町字北崎（一）地内において変更する。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第703号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成11年9月22日福岡県告示第1545号筑紫野都市計画道路事業3・4・6号次田大門線〔筑紫野市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成11年9月22日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成11年9月22日福岡県告示第1545号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第704号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成12年9月22日福岡県告示第1440号福岡都市計画道路事業3・4・138号大土居下の原線及び3・4・174号光町大土居線〔春日市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成12年9月22日から平成25年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成12年9月22日福岡県告示第1440号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成12年9月22日福岡県告示第1440号の事業地に同じ

福岡県告示第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成11年8月6日福岡県告示第1303号苅田都市計画道路事業3・3・5号長畑松山線〔苅田町施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成11年8月6日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成11年8月6日福岡県告示第1303号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成11年8月6日福岡県告示第1303号の事業地に同じ

福岡県告示第706号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年3月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 仲原ファミリープラザ

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社青五 取締役社長 一色 敬義 広島県福山市王子町1丁目2番5号 株式会社ドゥ・ヨネザワ 代表取締役社長 米沢 義一 熊本県熊本市若葉1丁目2番1号 未定	株式会社トリアルカンパニー

代表取締役 永田 久男
福岡市東区多の津1丁目12番2号

福岡県告示第707号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年3月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アスタラビスタ大川店

(2) 所在地 福岡県大川市大字一木字後新開577-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社アスタラビスタ	福岡県三潴郡大木町大字高橋518番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社アスタラビスタ	福岡県三潴郡大木町大字高橋518番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年11月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,000㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県大川市大字一木字後新開577-1 外	205

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県大川市大字一木字後新開577-1	58

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県大川市大字一木字後新開577-1	139.8

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県大川市大字一木字後新開577-1	16.8

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アスタラビスタ	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県大川市大字一木字後新開610-1

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時まで

福岡県告示第708号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
内山緑地建設株式会社
- 2 事業施行期間
成13年7月4日から平成18年3月31日まで
- 3 施行地区
春日市平田台4丁目の一部
- 4 事業の名称
春日市平田台土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成13年6月25日
- 6 事業の終了認可の年月日
平成18年3月20日

福岡県告示第709号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成18年3月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 マルショク豊前店
 - (2) 所在地 福岡県豊前市大字八屋1874番地の1
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
(株) マルショク 川田園芸 (有) ますだ産業 (有) 川水 (株) 大分惣菜 みちや薬局 ユア シセイドウ 日豊カラー	午前10時	午後8時	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後8時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで

福岡県告示第710号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 サンキ中間店
 - (2) 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1605番地27
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第711号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 生鮮市場たんと中鶴店

(2) 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1604番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第712号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ショッピングモールなかま

(2) 所在地 福岡県中間市上蓮花寺一丁目1-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第713号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及

び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1の表中九州歯科大学入学者選抜試験の項、九州歯科大学推薦入学試験の項及び九州歯科大学大学院入学者選抜試験の項を削り、同表九州歯科大学附属歯科衛生学院入学者選抜試験の項中「九州歯科大学学生課」を「九州歯科大学附属歯科衛生学院」に改め、同表中福岡女子大学入学者選抜試験の項、福岡女子大学私費外国人留学生選抜試験の項、福岡女子大学帰国子女特別選抜試験の項、福岡女子大学社会人特別選抜試験の項、福岡女子大学大学院入学者選抜試験の項、福岡県立大学入学者選抜試験の項、福岡県立大学推薦入学試験の項、福岡県立大学社会人特別選抜試験の項、福岡県立大学帰国子女特別選抜試験の項、福岡県立大学私費外国人留学生特別選抜試験の項、福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験の項、福岡県立大学看護学部編入学試験の項及び福岡県立大学大学院入学者選抜試験の項を削る。

福岡県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	朝 田 線 日 田	前	うきは市浮羽町新川3010番1先から 同市浮羽町新川3709番1先 まで	11.6 ～ 20.5	94.0

			後	同上	10.4 ～ 20.2	94.0
田川	県道	鶴三緒 田川線	前	田川市大字弓削田2737番7 先から 同市大字弓削田1770番1先 まで	6.2 ～ 16.0	3737.3
			前	田川市大字猪国542番5先 まで 同市大字猪国484番4先ま で	9.0 ～ 69.0	2365.0
			後	同上	9.0 ～ 69.0	2365.0
宗像	県道	宗像 海線	前	宗像市土穴131番1先から 同市土穴190番1先まで	8.8 ～ 19.0	500.0
			後	同上	18.0 ～ 23.0	500.0

福岡県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	湯の原 合川線	久留米市高良内町一ノ瀬1603番2先から 同市高良内町尾方平1440番1先まで

久留米	竹野 志塚島線	久留米市田主丸町竹野956番1先から 同市田主丸町竹野941番2先まで
久留米	朝田 日田線	うきは市浮羽町新川3010番1先から 同市浮羽町新川3709番1先まで
久留米	朝田 日田線	うきは市浮羽町朝田763番3先から 同市浮羽町朝田1234番2先まで
久留米	坊所 城島線	久留米市城島町芦塚415番1先から 同市城島町芦塚618番先まで
久留米	壱町原 白口線	久留米市荒木町下荒木1552番1先から 同市荒木町下荒木1540番2先まで
久留米	保木 吉井線	うきは市吉井町清瀬283番1先から 同市吉井町清瀬220番8先まで
久留米	322号	三井郡大刀洗町大字本郷113番1先から 同郡同町大字本郷99番2先まで
久留米	浮羽 草野線 久留米	久留米市田主丸町中尾1643番4先から 同市田主丸町中尾1415番1先まで
久留米	浮羽 草野線 久留米	久留米市田主丸町中尾1465番3先から 同市田主丸町中尾1390番6先まで

福岡県告示第716号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）の別表2の1の(1)に掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、平成18年4月1日から施行する。

なお、昭和47年4月福岡県告示第404号は廃止する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

1 矢部川（河川）

水 域	該当 類型	達成 期間
矢部川上流（星野川合流点より上流）	A	イ
矢部川中流（星野川合流点より下流瀬高堰まで）	A	イ
矢部川下流（瀬高堰より下流）	B	イ
楠田川（全域）	B	ハ
飯江川上流（高田堰より上流）	A	イ
飯江川下流（高田堰より下流）	C	イ
沖端川上流（沖端川分岐点より下流磯島堰まで）	A	イ
沖端川下流（磯島堰より下流）	C	ハ
塩塚川（全域）	B	イ
白木川（全域）	A	イ
辺春川（全域）	A	ハ
星野川（全域）	A	イ

2 矢部川（ダム）

水 域	該当 類型	達成 期間
日向神ダム（全域）	湖沼A	イ

3 大牟田市内河川

水 域	該当 類型	達成 期間	暫定 目標
諏訪川（潮止堰より上流）	A	イ	
諏訪川（潮止堰より下流）	D	ロ	
堂面川（全域）	B	ハ	C
白銀川（三池電力所横堰より上流）	A	イ	
白銀川（三池電力所横堰より下流）	B	ハ	C
隈川（鹿児島本線鉄橋より上流）	A	イ	
隈川（鹿児島本線鉄橋より下流）	B	イ	

注 1 該当類型の欄中「湖沼」の表示のあるものは「湖沼」の類型を、「湖沼」の表示のないものは「河川」の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

3 別表1矢部川（河川）においては、感潮区間については浮遊物質量の基準は適用しない。ただし、ごみ等の浮遊が認められないこと。

4 別表3大牟田市内河川においては、暫定目標の符号は、水域類型の当面の暫定的な改善目標を示す。

福岡県告示第717号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年福岡県規則第49号。以下「規則」という。）第17条第3項の規定によりその例によることとされている知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条、第4条第4項及び第6条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）に係る手続等の根拠となる条項及び当該使用の開始日並びに電子署名を要しない申請等を公示する。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる条項、対象手続及び当該使用の開始日

手続等の根拠となる条項	対 象 手 続	使用の開始日
法第10条第1項	設立の認証の申請	平成18年4月1日
法第13条第2項	設立の登記を完了したときの届出	
法第23条第1項	役員の変更等の届出	
法第25条第4項	定款の変更の認証の申請（所轄庁の変更を伴うものを除く。）	
法第25条第6項	軽微な事項に係る定款の変更の届出	
法第29条第1項	事業報告書等の提出	
法第31条第3項	解散の認定の申請	

法第31条第4項	解散の届出
法第40条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項	清算中に就職した清算人の届出
法第40条において準用する民法第83条	清算終了の届出
規則第9条第2項	閲覧の用に供する書類の提出

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち縦覧等の根拠となる条項及び対象手続並びに当該使用の開始日

手続等の根拠となる条項	対象手続	使用の開始日
法第10条第2項	設立の認証の申請に係る縦覧	平成18年4月1日
法第25条第5項において準用する法第10条第2項	定款の変更の認証の申請に係る縦覧	
法第29条第2項	事業報告書等の閲覧	
法第34条第5項において準用する法第10条第2項	合併の認証の申請に係る縦覧	

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- (1) 男性警察官用冬服上衣、男性警察官用冬服ズボン、男性警察官用冬活動服、女性警察官用冬服上衣、女性警察官用冬服ズボン、女性警察官用冬活動服、女性警察官用冬服スカート、女性警察官用冬ベスト
- (2) 男性警察官用冬ワイシャツ、女性警察官用冬ワイシャツ

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行されたもの原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証明する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

- (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年5月1日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

- (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量

男性警察官用冬服上衣 1,000着程度

男性警察官用冬活動服 500着程度

男性警察官用冬ズボン 1,500本程度

女性警察官用冬服上衣	60着程度
女性警察官用冬活動服	30着程度
女性警察官用冬ベスト	60着程度
女性警察官用冬タイトスカート	60着程度
女性警察官用冬ズボン	60本程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月31日(土)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年4月福岡県告示第719号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成18年5月11日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年3月31日（金）から平成18年5月11日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年5月11日（木）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成18年5月12日（金） 午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
(3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
Winter Jackets, part of uniform, for male police officers : 1,000 items
Winter work Jackets, part of uniform, for male police officers : 500 items
Winter trousers, part of uniform, for male police officers : 1,500 items
Winter Jackets, part of uniform, for female police officers : 60 items
Winter work Jackets, part of uniform, for female police officers : 30 items
Winter vests, part of uniform, for female police officers : 60 items

Winter tight skirts, part of uniform, for female police officers : 60 items
Winter pants, part of uniform, for female police officers : 60 items

(2) Time Limit of Tender

5 : 15 PM on May 11, 2006

(3) Section where to enquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2233)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
男性警察官用冬ワイシャツ 6,000着程度
女性警察官用冬ワイシャツ 200着程度
(2) 調達物品の特質等
入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月31日（土）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告

示第719号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成18年5月11日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地のご供給を受けられること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年3月31日(金)から平成18年5月11日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年5月11日(木)午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成18年5月12日（金） 午前10時15分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出す

る場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Articles and Quantity
Winter shirts, part of uniform, for male police officers : 6,000 items
Winter shirts, part of uniform, for female police officers : 200 items
- (2) Time Limit of Tender
5 : 15 PM on May 11, 2006
- (3) Section where to enquire about this Notice of Tender
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2233)

公告

平成18年度パソコン等のウィルス対策ソフトの賃貸借について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 賃貸借内容

- (1) 賃貸借契約の名称
平成18年度パソコン等のウィルス対策ソフトの賃貸借契約
- (2) 賃貸借契約の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間

契約締結の日から平成19年3月31日まで

- (4) 履行場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県企画振興部高度情報政策課
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成18年4月1日現在において、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買い入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者であること。
- 3 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課（ネットワーク管理班）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3194
- 4 契約条項を示す場所
3の部局とする。
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
(1) 期間
この公告の日から平成18年4月10日（月）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 場所
3の部局とする。
- 6 開札の場所及び日時
(1) 場所
3の部局とする。
(2) 日時
平成18年4月11日（火）午後1時30分
- 7 落札者が不在場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

8 入札保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 入札保証金の提出場所及び受領期限

ア 提出場所

3の部局とする。

イ 受領期限

平成18年4月10日（月）午後5時00分（ただし、県の休日には受領しない。）

ウ 提出方法

直接提出に限る。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、7により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は8の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

- 落札者に係る物品の名称
福岡県庁舎電力供給
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部管財課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成18年3月3日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
九州電力株式会社
 - 住所
福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
- 落札金額（使用見込電力料金）
223,744,210円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成18年1月16日

教育委員会**福岡県教育委員会告示第13号**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設については、平成18年3月31日付けでその指定を解除したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条第2項の規定により次のように告示する。

平成18年3月31日

福岡県教育委員会

名 称	所 在 地
麻生アカデミー高等学園	福岡市博多区博多駅南1丁目11番1号

公安委員会**福岡県公安委員会規則第8号**

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高速自動車国道の部九州横断自動車道の項の次に次のように加える。

東九州自動車道	北九州市小倉南区大字堀越字内ノ尾272番4から 京都郡苅田町大字苅田字加良木278番まで
---------	---

別表第1 一般国道の部3号の項中「筑紫野市大字原田字三国1290番」を「筑紫野市大字原田字三国1290番先の福岡県と佐賀県との境界」に、

「久留米市小森野7丁目152番から八女郡立花町大字上辺春字
峠5235番16まで」を

「久留米市小森野7丁目152番先の福岡県と佐賀県との境界か
ら八女郡立花町大字上辺春字峠5235番16先の福岡県と熊本県
との境界まで」に改め、同部10号の項中

「北九州市小倉北区砂津2丁目321番13から築上郡上毛町大字
上唐原1778番1まで」を

北九州市小倉北区砂津2丁目321番13から築上郡上毛町大字上唐原1778番1まで

行橋市大字辻垣字下ノ河原151番1から京都郡みやこ町徳永字川ノ上1931番1まで

京都郡みやこ町徳永字川ノ上1931番1から築上郡築上町大字上ノ河内字棚田1150番4まで

築上郡築上町大字上ノ河内1150番4から豊前市大字四郎丸497番2まで

に改め、同部201号の項中

福岡市東区松島5丁目9区5番1から京都郡苅田町大字二崎字五ノ坪230番2まで

を

福岡市東区松島5丁目9区5番1から京都郡苅田町大字二崎字五ノ坪230番2まで

飯塚市弁分字三十一22番1から飯塚市鶴三緒1547番3まで

糟屋郡篠栗町大字篠栗字長鳥2303番16から飯塚市弁分字三十一19番3まで

田川郡香春町大字香春字唐川167番1から同町大字鏡山176番2まで

に改め、岡部208号の項中

大牟田市有明町2丁目1番12から三池郡高田町大字濃施中1111番6まで

柳川市西蒲池字南金納187から大川市大字向島字出来島2162番まで

を

大牟田市船津町467番3から大川市大字向島字出来島2162番まで

に改め、同部210号の項中

久留米市東櫛原町字太田2854番2からうきは市浮羽町東隈上571番12まで

を

久留米市東櫛原町字太田2854番2からうきは市浮羽町三春字闌取609番1先の福岡県と大分県との境界まで

うきは市浮羽町三春字靄ノ下ノ486番2先の福岡県と大分県との境界から同市浮羽町三春字東虹峠6番15先の福岡県と大分県との境界まで

に改め、同部385号の項中

福岡市南区老司2丁目138番3地先から同区清水1丁目20番56地先まで

を

福岡市博多区博多駅南2丁目196番2地先から同区東光1丁目17番1地先まで

福岡市南区老司2丁目138番3地先から同区清水1丁目20番56地先まで

に改め、同部386号の項中

「朝倉市甘木576番4先」を「朝倉市杷木穂坂321番1先の福岡県と大分県との境界」に改め、同部389号の項中「同市大正町3丁目4番1先」を「同市白金町175番先」に改め、同部442号の項中「八女市大字鶴池352番5先」を「八女市大字納楚757番1先」に改め、同部495号の項中「古賀市天神1丁目1194番22先」を「福津市西福間2丁目2647番2先」に、「大字下府」を「美咲2丁目」に改め、同表県道の部、市道の部及び町道の部を次のように改める。

県道	門司行橋線	北九州市門司区長谷1丁目1636番1地先から同市小倉南区葛原東3丁目1258番1地先まで
		北九州市小倉南区大字朽網802番1から同区大字朽網3914番17まで
		京都郡苅田町大字苅田3787番1先から同町大字南原2085番17先まで
		京都郡苅田町富久町2丁目2番6先から同町大字二崎113番1先まで
新門司港大里線	北九州市門司区大字畑852番1地先から同区大字畑205番地先まで	

黒川白野江東本町線	北九州市門司区新開203番1地先から同区東本町1丁目2番1地先まで
	北九州市門司区大字黒川434番2地先から同区白野江2丁目2344番2地先まで
有毛引野線	北九州市若松区大字大鳥居147番1地先から同市八幡西区引野2丁目6番14地先まで
北九州芦屋線	北九州市若松区二島5丁目5番1地先から同市八幡西区大字浅川曲川大橋中央まで
	遠賀郡水巻町猪熊10丁目1518番21先から同郡遠賀町大字島津3168番6先まで
頓田二島線	北九州市若松区大字頓田2761番1地先から同区片山1丁目6番106地先まで
長行田町線	北九州市小倉北区貴船町1番1地先から同区中島1丁目514番10地先まで
下到津戸畑線	北九州市小倉北区下到津4丁目67番地先から同区下到津1丁目171番2地先まで
曾根鞘ヶ谷線	北九州市小倉南区津田新町3丁目816番1地先から同区津田新町3丁目834番3地先まで
新北九州空港線	北九州市小倉南区空港北町1番先から京都郡苅田町大字苅田765番7先まで
八幡戸畑線	北九州市八幡東区中央2丁目5番3地先から同市戸畑区幸町213番地先まで
	北九州市八幡東区前田3丁目37番地先から同区中央3丁目43番22地先まで
北九州小竹線	北九州市八幡東区中央1丁目50番38地先から同区大蔵1丁目673番12地先まで
大蔵到津線	北九州市八幡東区大蔵2丁目676番5地先から同市小倉北区上到津2丁目47番1地先まで
福岡直方線	福岡市東区多の津3丁目1559番1地先から同区土井2丁目6番1地先まで
	福岡市東区大字名子569番1地先から同区蒲田4丁目50番1地先まで

	糟屋郡久山町大字久原3253番2先から直方市大字山部559番2先まで
	糟屋郡粕屋町大字江辻995番先から同町大字江辻734番1先まで
筑紫野古賀線	福岡市東区蒲田4丁目367番1地先から同区蒲田4丁目266番1地先まで
	筑紫野市大字吉木2280番1先から糟屋郡久山町大字久原3000番5先まで
	糟屋郡久山町大字久原3013番4先から古賀市久保1077番1先まで
博多停車場線	福岡市博多区博多駅前2丁目1番1地先から同区上呉服町602番1地先まで
博多港線	福岡市博多区綱場町1番地先から同区石城町559番地先まで
福岡日田線	福岡市博多区東比恵3丁目1番地先から同区東雲町4丁目23番地先まで
	筑紫野市針摺東3丁目30番20先から朝倉郡筑前町2244番1先まで
	大野城市仲畑4丁目296番先から筑紫野市石崎2丁目138番1先まで
水城下臼井線	福岡市博多区大字下臼井767番1地先から同区空港前2丁目597番1地先まで
山田中原福岡線	福岡市博多区博多駅南5丁目110番1地先から同区博多駅南3丁目355番地先まで
後野福岡線	福岡市博多区築港本町107番1地先から同区千代3丁目1344番地先まで
	福岡市南区玉川町2番1地先から同市中央区天神3丁目69番地先まで
福岡篠栗線	福岡市博多区千代3丁目26番1地先から同市東区二又瀬15番1地先まで
	糟屋郡粕屋町大字仲原2701番1先から同郡篠栗町大字篠栗3952番1先まで

福岡志摩前原線	福岡市西区今宿2丁目1106番8地先から同区横浜2丁目1707番1地先まで
福岡志摩線	福岡市西区横浜1丁目10番54地先から同区大字田尻1700番4地先まで
都地姪浜線	福岡市西区大字拾六町50番1地先から同区小戸4丁目1631番地先まで
南関大牟田北線	大牟田市大字四ヶ493番1先から同市大字唐船178番1先まで
大牟田川副線	大牟田市明治町1丁目2番1先から三池郡高田町大字黒崎開697番1先まで
大牟田荒尾線	大牟田市白金町175番先から同市三川町1丁目27番4先まで
大牟田港線	大牟田市西浜田町3191番先から同市大正町3丁目4番1先まで
久留米基山筑紫野線	久留米市旭町58番1先から同市小森野3丁目2236番2先の福岡県と佐賀県との境界まで
久留米城島大川線	久留米市大石町507番26先から大川市大字鐘ヶ江40番2先まで
江口長門石江島線	久留米市長門石1丁目228番1先から同市長門石5丁目332番1先まで
蜷川草野線	久留米市善導寺町島140番3先から同市草野町矢作214番1先まで
直方宗像線	直方市大字植木34番1先から宗像市赤間6丁目338番12先まで
上新入直方線	直方市大字山部559番2先から同市津田町5159番3先まで
田川直方線	田川市大字糺55番1先から直方市大字頓野3814番1先まで
水田大川線	柳川市西蒲池1396番11先から大川市大字北古賀3番2先まで
佐賀八女線	筑後市大字西牟田4341番2先から八女市大字龍ヶ原130番1先まで

瀬高久留米線	筑後市大字富久119番2先から同市大字高江751番3先まで
	筑後市大字西牟田4341番2先から久留米市三瀨町西牟田6532番1先まで
諸富西島線	大川市大字道海島370番1先から同市大字道海島643番2先まで
佐賀大川線	大川市大字道海島643番2先から同市大字向島2148番1先まで
鐘ヶ江酒見間線	大川市大字郷原282番1先から同市大字北古賀3番13先まで
直方行橋線	行橋市行事4丁目869番1先から同市大字辻垣121番1先まで
行橋添田線	行橋市西宮市2丁目112番1先から京都郡みやこ町犀川生立147番1先まで
中津豊前線	豊前市大字八屋2230番13先から同市大字四郎丸1286番2先まで
宇島港線	豊前市大字宇島78番9先から同市大字八屋2038番11先まで
小郡基山線	小郡市小郡919番5先から同市三沢2022番1先まで
筑紫野三輪線	筑紫野市大字筑紫605番1先から朝倉郡筑前町二243番2先まで
宗像玄海線	宗像市陵巖寺4丁目353番1先から同市東郷1丁目1番1先まで
宗像篠栗線	宗像市原町305番1先から宮若市山口4398番2先まで
芹田石丸線	宗像市赤間117番1先から同市石丸347番1先まで
筑紫野筑穂線	太宰府市高雄1丁目3703番2先から筑紫野市大字吉木2280番1先まで
福岡宗像玄海線	福津市西福岡2丁目2603番2先から宗像市東郷3丁目1142番1先まで
八女香春線	うきは市浮羽町東隈上571番12先から同市浮羽町高見339番11先まで

保木吉井線	うきは市浮羽町高見61番7先から同市浮羽町高見339番11先まで
室木下有木若宮線	宮若市四郎丸713番2先から同市沼口811番1先まで
	鞍手郡鞍手町大字室木793番1先から同町大字室木765番1先まで
飯塚福岡線	宮若市福丸343番7先から同市山口4395番1先まで
馬田頓田線	朝倉市馬田360番1先から同市一木101番先まで
甘木田主丸線	朝倉市菩提寺576番4先から同市片延153番1先まで
甘木朝倉田主丸線	朝倉市宮野2105番1先から久留米市田主丸町鷹取535番2先まで
甘木停車場線	朝倉市甘木1754番5先から同市甘木196番1先まで
飯塚大野城線	糟屋郡宇美町貴船3丁目1462番4先から同町貴船5丁目1460番22先まで
	糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目2670番37先から大野城市御笠川4丁目12番1先まで
福岡東環状線	糟屋郡志免町南里1丁目7番1先から同町志免中央3丁目1258番4先まで
別府比恵線	糟屋郡志免町大字別府563番1先から同町大字別府678番3先まで
猪野篠栗線	糟屋郡久山町大字猪野1003番1先から同町大字久原167番2先まで
福岡太宰府線	糟屋郡粕屋町大字仲原2695番2先から同郡志免町大字南里193番5先まで
岡垣宮田線	遠賀郡岡垣町大字戸切360番8先から宮若市四郎丸713番2先まで
直方芦屋線	遠賀郡遠賀町大字広渡1325番先から同町大字島津3168番6先まで
宮田遠賀線	鞍手郡鞍手町大字室木793番1先から同町大字八尋1119番2先まで
久留米筑紫野線	三井郡大刀洗町大字下高橋1264番5先から小郡市松崎166番1先まで

	黒崎開濃施線	三池郡高田町大字黒崎開696番1先から同町大字濃施369番1先まで
	大久保犀川線	京都郡みやこ町犀川大坂1722番1先から同町犀川生立147番1先まで
市道	北九州高速4号線	北九州市門司区大字黒川から同市八幡西区市瀬2丁目まで
	北九州高速4号線(黒崎東出入口)	北九州市八幡西区市瀬2丁目から同区引野1丁目1まで
	福岡高速1号線	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目から同市博多区千代6丁目79番2地先まで
	福岡高速1号線(東浜出入口)	福岡市東区東浜1丁目から同区東浜1丁目まで
	福岡高速2号線	福岡市博多区千代6丁目79番2地先から太宰府市水城2丁目まで
	吉志新門司1号線	北九州市門司区大字吉志1764番3地先から同区大字吉志1996番68地先まで
	大積柄杓田1号線	北九州市門司区大字大積638番4地先から同区大字柄杓田558番5地先まで
	柄杓田伊川1号線	北九州市門司区大字柄杓田948番7地先から同区新門司1丁目13番地先まで
	新町井ノ浦線	北九州市門司区松原2丁目6509番地先から同区西新町1丁目1番1地先まで
	新門司1号線	北九州市門司区大字吉志1996番8地先から同区新門司1丁目1番地先まで
	清滝西海岸1号線	北九州市門司区清滝1丁目680番7地先から同区西海岸2丁目10番1地先まで
	老松町長谷1号線	北九州市門司区老松町3番1地先から同区長谷1丁目1613番1地先まで
	猿喰92号線	北九州市門司区大字猿喰1174番5地先から同区新門司北1丁目3番5地先まで
二島片山1号線	北九州市若松区二島5丁目5番1地先から同区片山1丁目6番106地先まで	

千防1号線	北九州市戸畑区千防3丁目48番1地先から同区千防3丁目5189番3地先まで
新池中原東1号線	北九州市戸畑区新池3丁目5102番11地先から同区千防3丁目5189番3地先まで
新池25号線	北九州市戸畑区川代1丁目88番地先から同区新池3丁目510番2地先まで
川代本町1号線	北九州市戸畑区川代1丁目60番3地先から同市若松区本町3丁目548番2まで
黄金片野1号線	北九州市小倉北区黄金2丁目39番地先から同区片野4丁目30番1地先まで
東港1号線	北九州市小倉北区東港1丁目5番2地先から同区東港1丁目2番33地先まで
愛宕鋳物師町1号線	北九州市小倉北区愛宕2丁目2270番6地先から同区鋳物師町85番3地先まで
西港町1号線	北九州市小倉北区西港町30番2地先から同区西港町121番1地先まで
清水下到津1号線	北九州市小倉北区清水2丁目58番地先から同区下到津5丁目68番地先まで
東港鋳物師町1号線	北九州市小倉北区東港1丁目5番1地先から同区鋳物師町83番1地先まで
愛宕下到津1号線	北九州市小倉北区愛宕2丁目2番地先から同区下到津1丁目192番1地先まで
下到津11号線	北九州市小倉北区下到津4丁目67番地先から同区下到津4丁目189番地先まで
都下到津3号線	北九州市小倉北区下到津3丁目1202番地先から同区下到津1丁目175番地先まで 北九州市小倉北区都1丁目1874番地先から同区下到津4丁目67番地先まで
徳力葛原線	北九州市小倉南区津田新町3丁目816番1地先から同区葛原東3丁目1258番1地先まで
湯川飛行場線	北九州市小倉南区湯川5丁目873番2地先から同区葛原東1丁目1040番1地先まで

空港北町1号線	北九州市小倉南区空港北町6番地先から同区空港北町6番地先まで
中央26号線	北九州市八幡東区中央2丁目5番3地先から同区中央2丁目5番8地先まで
割子川1号線	北九州市八幡西区割子川2丁目4番3地先から同区割子川2丁目19番2地先まで
箱崎155号線	福岡市東区箱崎7丁目4132番1地先から同区箱崎ふ頭3丁目3番3地先まで
箱崎ふ頭727号線	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目13番2地先から同区箱崎ふ頭1丁目15番3地先まで
箱崎4062号線	福岡市東区箱崎7丁目3544番32地先から同区箱崎ふ頭3丁目2番6地先まで
箱崎4063号線	福岡市東区箱崎7丁目3544番11地先から同区箱崎7丁目4127番25地先まで
香椎箱崎浜線	福岡市東区箱崎ふ頭3丁目3番3地先から同区箱崎4丁目4105番3地先まで
松島貝塚線	福岡市東区松島5丁目6区3番1地先から同区箱崎ふ頭3丁目2番6地先まで
石城町497号線	福岡市博多区石城町397番地先から同区石城町74番1地先まで
博多駅前線	福岡市博多区博多駅中央街20番地先から同区博多駅前3丁目46番1地先まで
博多姪浜線	福岡市博多区中呉服町211番地先から同市中央区大手門3丁目83番地先まで
千鳥橋唐人町線	福岡市博多区対馬小路193番1地先から同市中央区荒戸3丁目326番1地先まで
博多駅草ヶ江線	福岡市博多区博多駅前4丁目1番地先から同区住吉3丁目90番地先まで
博多駅五十川線	福岡市博多区博多駅南5丁目86番1地先から同区竹下2丁目481番18地先まで
千代今宿線	福岡市博多区千代2丁目525番1地先から同市西区今宿1丁目1110番2地先まで

天神那の津線	福岡市中央区天神3丁目69番地先から同区那の津1丁目23番地先まで
唐人町草ヶ江線	福岡市中央区唐人町2丁目133番2北地先から同区唐人町2丁目133番2南地先まで
黒門福浜線	福岡市中央区唐人町3丁目5番地先から同区福浜1丁目1番3地先まで
港福浜線	福岡市中央区伊崎87番2地先から同区唐人町2丁目133番2地先まで
唐人町豊浜線	福岡市中央区唐人町2丁目133番2地先から同市早良区百道3丁目901番50地先まで
今宿上ノ原1号線	福岡市西区今宿駅前1丁目703番1地先から同区今宿東1丁目540番9地先まで
豊浜小戸線	福岡市西区豊浜3丁目4276番23地先から同区小戸3丁目1776番1地先まで
愛宕姪の浜線	福岡市西区愛宕4丁目4276番30地先から同区愛宕浜1丁目1番10地先まで
西新荒江線	福岡市早良区西新4丁目593番2地先から同区荒江2丁目119番地先まで
東新町2丁目瓦町線	大牟田市東新町2丁目304番地先から同市瓦町3番4地先まで
明治町1丁目天神町線	大牟田市明治町1丁目2番1地先から同市天神町4番8地先まで
北磯町新開町線	大牟田市北磯町31番1地先から同市新開町3番22地先まで
城南日吉A2号線	久留米市城南町4番1地先から同市東櫛原町字シュリデ1104番1地先まで
東櫛原日吉A6号線	久留米市東櫛原町字太田2855番2地先から同市日吉町15番52地先まで
本町中十連寺2号線	久留米市三瀧町西牟田4714番4地先から同市三瀧町西牟田6532番1地先まで
八女西部南北線	八女市大字鶴池351番3地先から同市大字室岡216番1地先まで

旧飛行場外郭二号線	八女市大字亀甲172番1地先から同市大字室岡1230番1地先まで	
岡山58号線	八女市大字室岡216番1地先から同市大字室岡432番1地先まで	
岡山61号線	八女市大字室岡432番1地先から同市大字室岡415番1地先まで	
岡山184号線	八女市大字龍ヶ原102番1地先から同市大字亀甲172番1地先まで	
中原郷原線	大川市大字酒見字シゲアミ187番地先から同市大字酒見字年塚541番1地先まで	
茅島苗代田線	大川市大字中古賀字茅島233番地先から同市大字中古賀字北口分田353番地先まで	
下町・西福童16号線	小郡市小郡字寺田1674番1地先から同市小郡字町口1510番4地先まで	
小郡・大原3264号線	小郡市小郡字寺田1674番1地先から同市小郡字陣塚919番5地先まで	
上原田線	筑紫野市原田5丁目3番11先から同市原田5丁目3番1先まで	
原田5号線	筑紫野市原田5丁目3番1先から同市原田5丁目6番10先まで	
石崎・永岡線	筑紫野市石崎1丁目206番1先から同市大字永岡1041番1先まで	
筑紫・原田線	筑紫野市大字筑紫600番3地先から同市原田4丁目3番17先まで	
飯之倉・赤木線	宮若市四郎丸623番35先から同市下有木20番4先まで	
有木団地3号線	宮若市下有木131番1先から同市芹田344番19先まで	
有木団地4号線	宮若市芹田344番19先から同市四郎丸623番35先まで	
町道	長谷～大谷線	糟屋郡宇美町貴船3丁目1347番地先から同町貴船3丁目1422番2地先まで
	若草団地1号線	糟屋郡宇美町若草3丁目2632番3先から同町若草3丁目2652番1先まで

若草団地2号線	糟屋郡宇美町若草2丁目2670番145地先から同町若草2丁目2670番74地先まで
早見～若草線	糟屋郡宇美町大字宇美3285番1地先から同町若草2丁目2670番145地先まで
高橋～原線	糟屋郡久山町大字久原字橋田3025番4先から同町大字久原字原2859番4先まで
大正寺線	鞍手郡鞍手町大字中山49番4地先から同町大字中山1番62地先まで

別表第2北九州市港湾局の管理に係る道路の部を次のように改める。

北九州市港湾空港局の管理に係る道路	1	北九州市門司区新開203番1地先から同区太刀浦海岸48番先までの区間
	2	北九州市門司区新門司北1丁目から3丁目までの区域
	3	北九州市門司区太刀浦海岸48番先から同区白野江2丁目2344番2地先までの区間
	4	北九州市門司区太刀浦海岸の区域（1及び3に掲げる区間の道路の区域に属する区域を除く。）
	5	北九州市門司区田野浦海岸の区域
	6	北九州市若松区響町3丁目1番から3番までの区域

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第1項の表再試験を受けようとする者の区分の欄中「福岡県西警察署」を「福岡県早良警察署、福岡県西警察署」に改める。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第2条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年福岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生活安全部薬物銃器対策課」を「生活安全部生活環境課」に改め、同条第2号中「刑事部長」の次に「、刑事部組織犯罪対策局長」を加え、「組織犯罪対策課及び捜査第四課」を「組織犯罪対策局組織犯罪対策課、同局捜査第四課及び同局薬物銃器対策課」に改める。

（福岡県警察署協議会に関する規則の一部改正）

第3条 福岡県警察署協議会に関する規則（平成13年福岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表協議会の欄中「福岡県西警察署協議会」を「福岡県早良警察署協議会」に改め、同表中

福岡県宗像警察署協議会	10人	を
福岡県若松警察署協議会		
福岡県戸畑警察署協議会		
福岡県八幡東警察署協議会		
福岡県門司警察署協議会		
福岡県直方警察署協議会		
福岡県田川警察署協議会		
福岡県朝倉警察署協議会		
福岡県大牟田警察署協議会		
福岡県行橋警察署協議会		

福岡県西警察署協議会	10人
福岡県宗像警察署協議会	
福岡県若松警察署協議会	
福岡県戸畑警察署協議会	
福岡県八幡東警察署協議会	
福岡県門司警察署協議会	
福岡県直方警察署協議会	
福岡県田川警察署協議会	
福岡県朝倉警察署協議会	
福岡県大牟田警察署協議会	
福岡県行橋警察署協議会	

に改める。

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第 4 条 交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

福岡県西警察署	姪の浜交番	福岡市西区姪の浜 3 丁目 1 番 11 号
	松原交番	福岡市西区生の松原 1 丁目 20 番 14 号
	今宿交番	福岡市西区今宿 1 丁目 9 番 6 号
	周船寺交番	福岡市西区周船寺 2 丁目 8 番 13 号
	壱岐交番	福岡市西区壱岐団地 105 番 5 号
	別府交番	福岡市城南区別府 2 丁目 22 番 9 号
	七隈交番	福岡市城南区松山 2 丁目 34 番 23 号
	堤交番	福岡市城南区堤 1 丁目 9 番 8 号
	百道浜交番	福岡市早良区百道浜 3 丁目 6 番 26 号
	西新交番	福岡市早良区西新 2 丁目 10 番 5 号
	室見交番	福岡市早良区室見 4 丁目 12 番 9 号
	原交番	福岡市早良区荒江 3 丁目 13 番 1 号

を

有田交番	福岡市早良区有田 4 丁目 37 番 33 号
野芥交番	福岡市早良区賀茂 2 丁目 21 番 25 号
四箇田交番	福岡市早良区四箇田団地 7 番 20 号
宮ノ浦駐在所	福岡市西区大字宮浦 1959 番地の 3
能古駐在所	福岡市西区能古 725 番地の 10
今津駐在所	福岡市西区今津 737 番地の 3
内野駐在所	福岡市早良区内野 8 丁目 6 番 20 号
脇山駐在所	福岡市早良区大字脇山 1744 番地の 4

福岡県早良警察署	別府交番	福岡市城南区別府 2 丁目 22 番 9 号
	七隈交番	福岡市城南区松山 2 丁目 34 番 23 号
	堤交番	福岡市城南区堤 1 丁目 9 番 8 号
	百道浜交番	福岡市早良区百道浜 3 丁目 6 番 26 号
	西新交番	福岡市早良区西新 2 丁目 10 番 5 号
	室見交番	福岡市早良区室見 4 丁目 12 番 9 号
	原交番	福岡市早良区荒江 3 丁目 13 番 1 号
	有田交番	福岡市早良区有田 4 丁目 37 番 33 号
	野芥交番	福岡市早良区賀茂 2 丁目 21 番 25 号
福岡県西警察署	四箇田交番	福岡市早良区四箇田団地 7 番 20 号
	内野駐在所	福岡市早良区内野 8 丁目 6 番 20 号
	脇山駐在所	福岡市早良区大字脇山 1744 番地の 4
	姪の浜交番	福岡市西区姪の浜 3 丁目 1 番 11 号
	松原交番	福岡市西区生の松原 1 丁目 20 番 14 号

に改める。

福岡県西警察署	今宿交番	福岡市西区今宿 1 丁目 9 番 6 号
	周船寺交番	福岡市西区周船寺 2 丁目 8 番 13 号
	壱岐交番	福岡市西区壱岐団地 105 番 5 号
	宮ノ浦駐在所	福岡市西区大字宮浦 1959 番地の 3
	能古駐在所	福岡市西区能古 725 番地の 10

今津駐在所

福岡市西区今津737番地の3

附 則

この規則中第2条の規定は平成18年4月1日から、第1条、第3条及び第4条の規定は同月3日から施行する。

福岡県公安委員会告示第78号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定に基づく運転免許取得者教育の認定（平成12年7月3日、福岡県公安委員会告示第188号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

福岡県公安委員会

甘木市大字一木59番地4
ウキコドライバースクール甘木

を

朝倉市一木59番地4
ウキコドライバースクール甘木

に、

嘉穂郡稲築町大字岩崎1397番地の2
嘉穂自動車学校

を

嘉麻市岩崎1397番地の2
嘉穂自動車学校

に、

財団法人福岡県交通安全協会
福岡市博多区千代1丁目25番15号
山下 寛彦

を

財団法人福岡県交通安全協会
福岡市博多区千代1丁目25番15号
明石 博義

に、

株式会社門司自動車学校
北九州市門司区大字畑120番地
田中 政彦

を

株式会社門司自動車学校
北九州市門司区大字畑120番地
小森 弘詞

に、

株式会社関門自動車学校
北九州市門司区黒川西2丁目6番1号
久保 厚義

を

株式会社一二
豊前市大字松江1381番地1
小森 弘詞

に改

める。

警察本部

福岡県警察本部告示第22号

情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示

情報公開窓口設置規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

西警察署情報公開窓口

福岡市早良区百道1丁目5番15号
福岡県西警察署内

を

早良警察署情報公開窓口

福岡市早良区百道1丁目5番15号
福岡県早良警察署内

に改め、

西警察署情報公開窓口

福岡市西区今宿町106番地の1
福岡県西警察署内

同表久留米警察署情報公開窓口の項中「東櫛原町1002番地の2」を「東櫛原町1002番地2」に改め、同表城島警察署情報公開窓口の項中「城島町大依371番地の2」を「城島町大依371番地2」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月3日から施行する。

福岡県警察本部告示第23号

福岡県西警察署の名称の変更及び変更日を次のとおり公示する。

平成18年3月31日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

1 名称の変更

(1) 現名称

福岡県西警察署

(2) 新名称

福岡県早良警察署

2 変更日

平成18年4月3日

福岡県警察本部告示第24号

福岡県西警察署の所在地及び開庁日を次のとおり公示する。

平成18年3月31日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

1 所在地

福岡市西区今宿町106番地の1

2 開庁日

平成18年4月3日

内水面漁場管理委員会**福岡県内水面漁場管理委員会告示第4号**

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成18年3月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 取組内容

効果的駆除に関する実証試験、漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動

の実施

2 取組期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成18年3月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

(1) 県内外の内水面で採捕されたコイ

(2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ

(3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

雑 報**西日本宝くじ事務協議会告示第1号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1791回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

1 名 称 第1791回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年4月1日から
平成18年4月11日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年4月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000円	1,336本
2 等	10,000円	2,376本
3 等	500円	400,000本
4 等	100円	800,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1792回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1792回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年4月1日から
平成18年4月12日まで
- 6 抽せん日 平成18年4月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年4月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	2本
1等の前後賞	20,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	88本
2 等	10,000,000円	3本
3 等	100,000円	90本
4 等	10,000円	1,800本
5 等	1,000円	45,000本
6 等	200円	450,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1793回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1793回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成18年4月13日から
平成18年4月19日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成18年4月21日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年4月26日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	500,000円	2本
3 等	100,000円	75本
4 等	10,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第1794回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1794回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成18年4月20日から
平成18年4月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成18年4月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年5月8日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	500,000円	2本
3 等	10,000円	250本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1795回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1795回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 60組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年4月27日から
平成18年5月10日まで
- 6 抽せん日 平成18年5月12日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年5月17日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	3本
1等の前後賞	500,000円	6本
1等の組違い賞	50,000円	177本

2等	1,000,000円	12本
3等	10,000円	1,800本
4等	1,000円	60,000本
5等	100円	600,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1796回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1796回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
450万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年5月10日から
平成18年5月24日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成18年5月10日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
----	-------	-------

1	等	1,000,000円	45本
2	等	100,000円	90本
3	等	10,000円	1,800本
4	等	500円	450,000本
5	等	100円	450,000本
ボーナス賞		1,000円	45,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1797回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1797回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成18年5月18日から
平成18年5月24日まで
- 6 抽せん日 平成18年5月26日

7 当せん金支払開始日 平成18年5月31日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	1,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	500,000円	2本
3 等	100,000円	25本
4 等	10,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1798回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1798回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円

300万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
 5 発 売 期 間 平成18年5月25日から
 平成18年6月7日まで
 6 当せん金支払開始日 平成18年5月25日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	100,000円	192本
2 等	50,000円	384本
3 等	10,000円	960本
4 等	500円	300,000本
5 等	100円	600,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1799回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1799回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
 10万通 60組

- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
 5 発 売 期 間 平成18年6月8日から
 平成18年6月21日まで
 6 抽 せ ん 日 平成18年6月23日
 7 当せん金支払開始日 平成18年6月28日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	2本
1等の前後賞	3,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	118本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	50,000円	60本
4 等	10,000円	6,000本
5 等	1,000円	60,000本
6 等	100円	600,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1800回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1800回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成18年6月22日から
平成18年7月5日まで
- 6 抽せん日 平成18年7月7日
- 7 当せん金支払開始日 平成18年7月12日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	60,000,000円	2本
1等の前後賞	20,000,000円	4本
1等の組違い賞	100,000円	88本
2等	10,000,000円	3本
3等	100,000円	90本
4等	10,000円	1,800本
5等	1,000円	45,000本
6等	200円	450,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1801回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成18年7月5日から
平成18年7月19日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 214,000,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,837,750円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 41,250,000円
- 8 受託申請期限 平成18年4月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1802回西日本宝くじ

2	発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組
3	証票金額	1枚 100円
4	発売期間	平成18年7月6日から 平成18年7月12日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 106,400,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,691,590円
7	その他発売経費	発売総額に対し 19,500,000円
8	受託申請期限	平成18年4月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1803回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組
3	証票金額	1枚 100円
4	発売期間	平成18年7月20日から 平成18年7月26日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 105,900,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,451,140円
7	その他発売経費	発売総額に対し 19,500,000円

8	受託申請期限	平成18年4月14日
---	--------	------------

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1804回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	500,000,000円 250万通
3	証票金額	1枚 200円
4	発売期間	平成18年7月20日から 平成18年8月2日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 215,500,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 45,809,400円
7	その他発売経費	発売総額に対し 41,250,000円
8	受託申請期限	平成18年4月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第1805回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
150万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年8月3日から
平成18年8月9日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 129,000,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 26,964,000円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 24,750,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年4月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第1806回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年8月3日から
平成18年8月9日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 104,900,000円 |
| 6 売りさばき及び | |

- | | | |
|-----------|---------|-------------|
| 当せん金支払手数料 | 発売総額に対し | 24,483,690円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し | 19,500,000円 |
| 8 受託申請期限 | | 平成18年4月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|------------------------|------------------------------|------------|
| 1 名 称 | 第1807回西日本宝くじ | |
| 2 発売総額及び通数 | 900,000,000円
1組10万通 45組 | |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 | |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年8月17日から
平成18年8月30日まで | |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 396,900,000円 | |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 78,560,895円 | |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 48,690,000円 | |
| 8 受託申請期限 | | 平成18年4月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1808回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 500,000,000円
250万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年8月23日から
平成18年9月6日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 215,000,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 45,795,750円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 41,250,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年4月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1809回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
150万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年9月7日から
平成18年9月13日まで |

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 129,000,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 27,493,200円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 24,750,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年4月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1810回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成18年9月14日から
平成18年9月20日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 105,900,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,451,140円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,500,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成18年4月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1811回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

3 証 票 金 額 1 枚 200円

4 発 売 期 間 平成18年9月20日から

平成18年10月4日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 214,900,000円

6 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,919,650円

7 その他発売経費 発売総額に対し 41,250,000円

8 受託申請期限 平成18年4月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成18年3月31日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称 第1812回西日本宝くじ

2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

3 証 票 金 額 1 枚 100円

4 発 売 期 間 平成18年9月21日から

平成18年9月27日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 106,900,000円

6 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,692,115円

7 その他発売経費 発売総額に対し 19,500,000円

8 受託申請期限 平成18年4月14日

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第557号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、朝倉市長職務執行者から次のように朝倉市の字の名称を変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻生 渡

次のとおり字の名称を変更する。

1 廃置分合前の甘木市の区域に係るもの

変更前の名称	変更後の名称
大字田代	田代
大字山見	山見
大字日向石	日向石
大字上秋月	上秋月
大字江川	江川
大字野鳥	秋月野鳥
大字下秋月	秋月
大字長谷山	長谷山

大字千手	千手
大字甘水	甘水
大字楢原	楢原
大字隈江	隈江
大字下湊	下湊
大字持丸	持丸
大字甘木	甘木
大字菩提寺	菩提寺
大字牛木	牛木
大字千代丸	千代丸
大字馬田	馬田
大字上浦	上浦
大字下浦	下浦
大字草水	草水
大字中原	中原
大字相窪	相窪
大字柿原	柿原
大字堤	堤
大字来春	来春
大字一木	一木
大字頓田	頓田
大字古賀	古賀
大字小田	小田
大字小隈	小隈
大字平塚	平塚
大字中寒水	中寒水
大字倉吉	倉吉
大字白鳥	白鳥

大字林田	林田
大字鎌崎	鎌崎
大字金丸	金丸
大字徳湊	徳湊
大字八重津	八重津
大字長田	長田
大字上畑	上畑
大字中	中
大字片延	片延
大字鶴木	鶴木
大字福光	福光
大字屋永	屋永
大字桑原	桑原
大字田島	田島
大字中島田	中島田
大字牛鶴	牛鶴
大字三奈木	三奈木
大字城	城
大字荷原	荷原
大字矢野竹	矢野竹
大字屋形原	屋形原
大字板屋	板屋
大字黒川	黒川
大字佐田	佐田

2 廃置分合前の朝倉郡杷木町の区域に係るもの

変更前の名称	変更後の名称
大字赤谷	杷木赤谷
大字松末	杷木松末

大字大山	杷木大山
大字星丸	杷木星丸
大字穂坂	杷木穂坂
大字林田	杷木林田
大字白木	杷木白木
大字池田	杷木池田
大字寒水	杷木寒水
大字古賀	杷木古賀
大字久喜宮	杷木久喜宮
大字若市	杷木若市
大字志波	杷木志波

3 廃置分合前の朝倉郡朝倉町の区域に係るもの

変更前の名称	変更後の名称
大字烏集院	烏集院
大字宮野	宮野
大字比良松	比良松
大字須川	須川
大字菱野	菱野
大字山田	山田
大字古毛	古毛
大字多々連	多々連
大字田中	田中
大字上寺	上寺
大字長湊	長湊
大字入地	入地
大字大庭	大庭
大字石成	石成

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第557号の3

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、みやこ町長職務執行者から次のようにみやこ町の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年3月20日

福岡県知事 麻 生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を設定する。

1 廃置分合前の京都郡犀川町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字上高屋	犀川上高屋
大字下高屋	犀川下高屋
大字末江	犀川末江
大字八ッ溝	犀川八ッ溝
大字古川	犀川古川
大字久富	犀川久富
大字続命院	犀川続命院
大字本庄	犀川本庄
大字山鹿	犀川山鹿
大字大熊	犀川大熊
大字喜多良	犀川喜多良
大字鑑畑	犀川鑑畑
大字崎山	犀川崎山
大字柳瀬	犀川柳瀬
大字大坂	犀川大坂

大字大村	犀川大村
大字谷口	犀川谷口
大字木山	犀川木山
大字生立	犀川生立
大字花熊	犀川花熊
大字内垣	犀川内垣
大字犬丸	犀川犬丸
大字木井馬場	犀川木井馬場
大字横瀬	犀川横瀬
大字下伊良原	犀川下伊良原
大字上伊良原	犀川上伊良原
大字扇谷	犀川扇谷
大字帆柱	犀川帆柱

2 廃置分合前の京都郡勝山町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字上矢山	勝山上矢山
大字矢山	勝山矢山
大字池田	勝山池田
大字岩熊	勝山岩熊
大字浦河内	勝山浦河内
大字宮原	勝山宮原
大字長川	勝山長川
大字松田	勝山松田
大字大久保	勝山大久保
大字箕田	勝山箕田
大字上田	勝山上田
大字黒田	勝山黒田

3 廃置分合前の京都郡豊津町の区域に係るもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字節丸	節丸
大字光富	光富
大字上原	上原
大字吉岡	吉岡
大字上坂	上坂
大字豊津	豊津
大字彦徳	彦徳
大字国分	国分
大字綾野	綾野
大字下原	下原
大字皆見	皆見
大字徳永	徳永
大字田中	田中
大字有久	有久
大字徳政	徳政
大字惣社	惣社
大字国作	国作

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・12・26	2477	告 示	2529	20	○		後ろか ら9		択伐	択伐
							後ろか ら2		並びに関係市役所及び東峰村役場	及び東峰村役場
18・1・4	2479	告 示	6	3	○		後ろか ら11		熊ヶ畑	熊ヶ畑
18・3・22	2511	告 示	568	2	○			表中	農業用排水施設整備	農業用排水施設整備